平成２７年（フ）第２０１号
滋賀県野洲市永原377番地
破産者　有限会社まるなか酒販
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７３９号
京都市下京区西洞院通七条下がる東町581、商業登記簿上の本店所在地京都府久世郡久御山町市田新珠城75番地の１
破産者　有限会社磯亭
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３９６号
広島市南区宇品御幸３丁目17番７号
破産者　有限会社セイウン
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２４８号
茨城県稲敷郡阿見町中央７丁目１番25号　ヒルサイドテラスＣ－102
破産者　佐藤　　桂
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第７号
茨城県小美玉市栗又四ケ2103番地10　パナハイツ玉里102号、前住所茨城県小美玉市田木谷219番地８
破産者　土田　静香（開始決定時の姓木村）
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第８５号
茨城県つくば市吉沼4179番地１
破産者　木本　章広
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２０７号
神奈川県横須賀市追浜東町３丁目78番地　ハイツ夏島404
破産者　岡野　　満
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１７号
岩手県九戸郡九戸村大字山根第７地割39番地４
破産者　田澤　　清
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第２２０号
神奈川県三浦市南下浦町菊名1088番地
破産者　飯田喜久子
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１８５８号
名古屋市中川区万場２丁目1028番地　メゾンＳＩ　２－Ａ号
破産者　嘉数　　朗
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７２号
愛知県愛西市町方町石塚40番地３、従前の住所愛知県あま市篠田八反田７番地　スペリア美和305
破産者　岡島　清隆
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７８１号
名古屋市名東区上社２丁目45番地　グレイス上社201号室
破産者　上野　滋樹
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３５８号
札幌市中央区南５条東３丁目７番地１　ルピナス403号
破産者　室　　和孝
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０００号
北海道北広島市大曲南ケ丘４丁目４－１　ハイツエルフィン201号室、住民票上の住所北海道岩見沢市４条西９丁目３番地　パールコートⅢ323号室
破産者　作佐部貴宏
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１０号
岩手県奥州市江刺区栄町19番10号　池田荘東棟、住民票上の住所岩手県花巻市材木町25番１号
破産者　管野　昌之
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２１３号
岩手県奥州市江刺区栄町19番10号　池田荘東棟、旧住所岩手県花巻市材木町25番１号
破産者　管野　式子
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３０２号
仙台市太白区西中田７丁目９番12―601号
破産者　伊藤　香里
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１３号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目３番２－302号グリーンタウン松ヶ丘第二
破産者　亀山　佳子
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１３５号
埼玉県富士見市上沢１丁目16番27―706号
破産者　花香いずみ
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部